

特別な支援を必要とする子どもの就学時連携の在り方 — 児童発達支援事業所へのアンケート調査からの考察 —

岩本 伸一 [鹿児島大学教育学系 (教職大学院)]

橋口 知 [鹿児島大学教育学系 (教職大学院)]

小久保博幸 [鹿児島大学教育学系 (教職大学院)]

How to Provide Cooperation for Children Who Require Special Support When Entering School: A Consideration on the Basis of a Questionnaire Survey of Childhood Development Support Offices

IWAMOTO Shinichi, HASHIGUCHI Tomo and KOKUBO Hiroyuki

キーワード：就学支援、特別支援教育、児童発達支援事業所、教育と福祉の連携、アンケート

1 はじめに

特別な支援を必要とする子どもの就学支援については、これまで時代の変遷や保護者のニーズ等を背景に、一人一人の子どものよりよい成長・発達を保障するための法整備や体制づくりがなされ、切れ目のない支援を目指した取組が進められてきている。しかし、福祉、教育、保健、医療など関係機関の縦と横の連携が十分とはいえず、特に実際の教育現場では、依然として就学時の不十分な引継ぎ等に起因する様々な問題が発生し、子どもや保護者の思いを受け止められないまま、スムーズな移行ができていないケースが散見される。

そこで、本稿では国の施策等を踏まえながら、鹿児島市における就学時の引継ぎや連携状況を福祉施設（児童発達支援事業所）へのアンケート調査から把握し、現状と課題を明らかにすることにした。その結果から、特別な教育的支援を必要とする子どもの、より円滑な就学移行を目指す連携体制構築の在り方について考察する。

2 就学支援に関する動向

2.1 福祉と教育の連携

近年、就学前における特別な支援を必要とする子どもの療育については、国の施策等に基づき福祉を中心に急速な発展がみられている。これまで、保育所や幼稚園等を中心に通常の集団の中で特別な配慮の下、支援が行われてきたが、平成24年の児童福祉法改正で児童発達支援事業所が位置づけられたのを機に、支援の量・質共に充実の一途をたどっている。この児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む）は、平成24年度、全国に1,700か所であったが、令和元年度現在、約7,700か所にまで増加している状況である。

また、具体的な発達支援の内容については、平成29年7月、厚生労働省が全国共通の枠組みを示すために「児童発達支援ガイドライン」を策定し周知を図っている。このガイドラインは、児童発達支援事業所が提供すべき支援内容を示し、支援の一定の質を担保するためのもので、全国の事業所の指針として活用されているところである。各事業所では、より質の高い療育を提供するために、支援体制や設備・環境を整えるとともに、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携を深め、切れ目のない一貫した支援を提供するための取組が進められつつある。

一方、学校教育においても、平成29年、小学校及び特別支援学校の学習指導要領が改訂され、新しい時代の特別支援教育へ移行されようとしている。小学校新学習指導要領では、特別な配慮を必要とする児童への指導において、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用が明記され、児童の障害の状態に応じた指導の更なる工夫を求めている。さらに、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を作成したり、家庭や地域社会との連携を深めたりすることの重要性が示された。同様に、特別支援学校新学習指導要領でも児童の調和的な発達の支援のために、家庭及び地域並びに医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うことの重要性が強調されているところである。

このような時代の要請を受け、国では文部科学省と厚生労働省の協働体制の下、平成29年から両省による家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトを推進するなど、教育と福祉の一層の連携を深めようとする取組が始まっている。しかし、現場では依然として障害のある子どもやその保護者にとって相談体制や情報提供が不十分であったり、切れ目のない支援体制の中で安心して一貫した療育・教育や就学支援を受ける状況まで至っていなかったりするものが現状である。

2. 2 就学支援の現状

平成25年、「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」が発出されて以来、各市町村教育委員会では、本人・保護者に対し十分な情報提供をしつつ、本人・保護者と学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行い、就学先の決定に結び付ける取組が進められている。子どもの障害の状態、教育的ニーズ、本人・保護者の願い等についても、より細かな情報が得られるように工夫がなされ、就学相談については、教育や心理、医学等の専門的、多角的な見地から意見を集約する体制も整いつつある。その結果、本人や保護者の願いや思いが、最終決定者である市町村教育委員会へも、従前と比べ伝わりやすい状況になっている。

このように、就学先の決定に関する体制構築については徐々に充実がみられるものの、実際の就学時における接続については、未だにスムーズな引継ぎが行われなかったり入学後にトラブルが発生したりする事案がみられるのが現状である。送り出す側と受け入れる側、双方に様々な要因が想定されるが、子どもがより安心・安全で成長・発達が保障される学校生活を送るためには、スムーズな移行支援が必要不可欠である。今後、さらに就学時の接続を円滑にするためには、問題発生の要因を探り改善策を講じていくことが重要であると考えられる。

3. アンケート調査の概要

3. 1. アンケート調査の目的と方法

本調査では、特別な支援を必要とする子どもを送り出す側の児童発達支援事業所（以下、事業所と表記）を対象に、就学時における市教育委員会や小学校、特別支援学校との連携・引継ぎ状況を明らかにすることを目的とした。各事業所が、子どものスムーズな学校生活への移行に向け、どのように情報を提供し本人や保護者の就学先決定に関与したのか、さらに学校との引継ぎにおいて何を課題としているのかについて整理することで、今後の就学時の接続・連携の在り方について改善点を提案したい。

令和3年4月現在、鹿児島市には事業所が145か所開設されている。その中から3分の1に当たる50か所を無作為に抽出し、郵送・記述式によるアンケート調査を実施した。実施期間は令和3年6月15日～7月5日、回答に当たっては無記名とした。なお、本調査への回答者は、施設長等の管理者に限らず就学支援に関係した職員でもよいこととした。

3. 2. アンケート調査の内容

本アンケート調査の質問事項は次のとおりである。

1 事業所の概要について

- ・ 令和2年度末時点での定員、実利用者数、令和2年度卒園（就学）生の人数

2 令和2年度卒園生の就学に関すること

(1) 就学先について（小学校通常の学級への就学、その中で通級指導教室への通級、小学校特別支援学級への就学、特別支援学校への就学の各人数）

(2) 就学先の決定に関して

- ① 事業所と保護者の希望及び教育委員会の判断が一致したケース
- ② 事業所と保護者の希望する就学先に相違がみられたケース
- ③ 保護者の希望と教育委員会の判断に相違がみられたケースの各人数

(3) 令和2年度の就学に関する連携等について

- ① 保護者への情報提供が十分にできたか。
- ② 保護者との事前の話し合いが十分にできたか。
- ③ 併行通園先との打ち合わせが十分にできたか。
- ④ 教育委員会との調整が十分にできたか。
- ⑤ 事業所内での情報共有が十分にできたか。

3 卒園生の就学に当たっての連携に関すること

(1) 卒園生の学校（就学先）への情報提供の状況、(2) 情報提供の手段、(3) 就学先との連絡会、引継ぎ会を行った人数、(4) 連絡会、引継ぎ会の時期、(5) 連絡会、引継ぎ会の参加者
(6) 連絡会、引継ぎ会で、特に重要な情報と思われる項目

4 就学時の引継ぎや学校、関係機関との連携に関する課題（自由記述）

4. アンケート調査の結果

- ・ 回答数 33事業所（回答率66%）、そのうち2事業所は卒園生なし。

・ 卒園生なしの事業所を除く31事業所を有効数とし、分析を行う。

1 事業所の概要について (全31事業所)

- (1) 定員の合計 370人 (定員30人が3事業所、他は10人以下の定員)
- (2) 実利用者数の合計 910人 (定員の約2.5倍の実利用者数があると想定される。)
- (3) 令和2年度卒園(就学)者数の合計 272人(併行通園で重複する子どもも想定される。)

2 令和2年度卒園生の就学に関すること

(1) 就学先について (全卒園生の中での割合)

- ① 小学校通常の学級へ・・・・・・・・・・・・・・・・ 100人 (36.8%)

・ その中で通級指導教室に通級する子ども 15人 (5.5%)

- ② 小学校特別支援学級へ・・・・・・・・・・・・・・・・ 134人 (49.3%)

- ③ 特別支援学校へ・・・・・・・・・・・・・・・・ 31人 (11.4%)

(2) 就学先の決定に関して (全卒園生の中で) ②と③は重複あり

- ① 事業所と保護者の希望及び教育委員会の判断が一致・・・184件 (67.6%)

- ② 事業所と保護者の希望する就学先に相違・・・・・・・・ 53件 (19.5%)

- ③ 保護者の希望と教育委員会の判断に相違・・・・・・・・ 31件 (11.4%)

(3) 令和2年度の就学に関する連携等について

- ① 保護者へ情報提供が十分にできた。 はい90.3%, どちらでもない6.5%, いいえ3.2%

- ② 保護者と事前の話し合いが十分にできた。 はい80.7%, どちらでもない16.1%, いいえ3.2%

- ③ 併行通園先と打ち合わせが十分にできた。 はい58.1%, どちらでもない32.2%, いいえ9.7%

- ④ 教育委員会と調整が十分にできた。 はい61.3%, どちらでもない32.2%, いいえ6.5%

- ⑤ 事業所内で情報共有が十分にできた。 はい96.8%, どちらでもない3.2%, いいえ0.0%

3 卒園生の就学に当たっての連携に関すること

(1) 卒園生の学校(就学先)への情報提供について

- ① 全員分の情報を提供した。・・・・・・・・・・・・・・・・ 77.4%

- ② 学校から提供の依頼があった人のみ提供した。・・・ 23.6%

- ③ 情報提供はしなかった。依頼されなかった。・・・・ 0.0%

(2) 情報提供の手段について (複数回答あり)

- ① 事業所で作成している支援計画等を提供・・・・・・・・ 19.4%

- ② 県や市で作成している書式(移行支援シート等)で提供・・・ 87.1%

- ③ 鹿児島市の「夢すこやかファイル」を活用・・・・・・・・ 25.8%

- ④ 特に書式等は使用せず必要なことを書面や口頭で提供・・・ 6.5%

- ⑤ 就学先の書式に記入し提供・・・・・・・・・・・・・・・・ 9.7%

- ⑥ その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3.2%

(3) 就学先との連絡会, 引継ぎ会について

- ① 全員分実施した。・・・・ 48.4% (特別支援学校12人, 小学校69人)

- ② 依頼分のみ実施した。・・・ 35.5% (特別支援学校18人, 小学校25人)
- ③ 実施しなかった。・・・ 16.1% (50人)
- (4) 連絡会, 引継ぎ会の時期について (回答は複数あり)
 - ① 入学式前・・・・・・・・・・・・ 26事業所のうち 25事業所 123人
 - ② 入学式後・・・・・・・・・・・・ 26事業所のうち 8事業所 23人
 - ③ 保育所等訪問の継続対象・・・ 4事業所 11人
- (5) 連絡会, 引継ぎ会の参加者について (回答は複数あり)
 - ① 事業所と学校の担当者・・・・・・・・ 26事業所のうち 24事業所 132人
 - ② 事業所と学校の担当者, 保護者・・ 26事業所のうち 4事業所 6人
- (6) 連絡会, 引継ぎ会で, 特に重要な情報と思われるもの (3つ選択)
 - ① 子供の生育歴 16.1% ② 発達検査の結果 9.7% ③ 事業所での支援目標 9.7%
 - ④ 子供の興味・関心 38.7% ⑤ 子供の長所 38.7% ⑥ 子供の今後の課題 74.2%
 - ⑦ 療育での具体的支援 58.1% ⑧ 家庭環境 41.9% ⑨ 保護者の教育方針 29.0%
 - ⑩ その他 3.2%

5 考察

鹿児島市では、令和2年度1,000件を超える就学相談を実施し、その対象者は年々増加している状況である。本調査では、事業所からの卒園生272人が対象となり、市全体の約4分の1に相当する。鹿児島県及び鹿児島市では、近年特別支援学級の増加が著しく、年々特別支援教育に対する保護者のニーズが高まっていると考えられる。同時に、保育所、幼稚園、児童発達支援事業所と学校の引継ぎに対しても期待が大きくなっている。以下、本調査での結果を基に、その接続の現状と課題及び今後の解決策について考察する。

5. 1. 就学先について

今回の調査対象者272人のうち、107人(39.3%)が通常の学級へ就学している。事業所への通所希望者は年々増加しており、事業所の増設が追いつかず、地域や事業所によっては半年待ちの状況もみられる。この希望者増の要因の一つとして、早期の療育への保護者のニーズの高まりがあると推測される。子どもたちは1歳半、3歳児検診を契機に療育を開始し、早期からの効果的な療育を経て集団生活への適応力やコミュニケーション能力の発達を目指している。その結果、就学時には特別支援学級や通級による指導の対象とならない子どもも多く見られる。この通常の学級への就学者が4割という結果には、療育施設への通所に、保護者の抵抗感が低くなっていることも背景にあると考えられる。

通級による指導の対象者は、通常の学級に就学した107人のうち15人であった。鹿児島市内においては通級指導教室が拡充(令和3年度27学級)されてはいるが、ニーズはあっても、保護者の送迎の負担が大きかったり在籍学級での学習を離れての通級に抵抗感があったりといった理由で、通級に至らないケースもある。自校通級又は近隣の学校に通級できる体制づくりが待たれる。

また、特別支援学級への就学者は49.3%となっており、療育を経験した子どもの約半数が入級している結果である。鹿児島市内の小学校には、小規模校数校を除きほとんどの学校に特別支援学級が開設（令和3年度360学級）され、各地域・校区で受け入れ体制が整うとともに、保護者にも入級の教育的効果が認知されつつあることがうかがえる。事業所によっては、特別支援学級での支援や学習について研修する機会を設け、事業所と学校の接続をスムーズにする取組も始まっている。

特別支援学校への就学者は、11.4%となっている。鹿児島市においては、特別支援学校に就学する子どものほとんどが療育を経験する状況である。各事業所での特別支援学校就学対象児に対する支援については、個別の支援計画を充実させ、特別なプログラムと支援環境を提供する体制が整いつつある。そのことで、保護者も特別な支援の必要性を実感でき、特別支援学校への就学希望につながっていると考えられる。さらに、各特別支援学校では、事前に見学会や体験入学等を実施し、就学先の決定に際する子どもや保護者の理解を深める機会としており、保護者が納得して特別支援学校を選択する一助となっていると考えられる。

5. 2. 就学先の決定について

就学の決定は、法令に基づき総合的な判断として市町村教育委員会が行うが、その決定に際しては、保護者や事業所など関係者の希望や意見が重要な役割を果たすことになる。しかし、丁寧な手続きを踏んだとしても、保護者の思いと市教育委員会の判断に相違が生じるのも周知の事実である。

本調査の結果では、事業所と保護者の希望及び教育委員会の判断が一致したケースは、67.6%であった。全体の3分の2は、子どもにとって最も適した就学の場について意見が合致しており、お互いが納得した上での決定がなされたと推測される。各事業所では、毎年8月から11月を目途に市教育委員会が実施する就学相談会までに、市担当者による説明会の開催、個別相談、様々な情報提供等を通して、保護者の意思決定の支援を行っている。その取組が、この数字にも反映されていると考えられる。

反面、事業所と保護者の希望する就学先に相違があったケースは、19.5%という結果である。さらに、保護者の希望と教育委員会の判断に相違があったケースは11.4%である。この約2割から1割への減少は、教育委員会の決定までの過程で、各事業所等での相談や調整がなされた結果であると推測され、各事業所が調整役として重要な役割を果たしていることを示唆している。仮に双方の判断に相違があったとしても、県・市教育委員会の決定通知まで（1月31日）の間に、子どもの真の姿を受け入れ、情報共有を踏まえた上での合意形成が望まれる。

なお、自由記述の欄には、次のような具体的事例が挙げられている。

- ・ 保護者は通常の学級を希望したが、市教委の判断は特別支援学級（知的）であった。事業所、小学校、保護者との話し合いの結果、通常の学級へ就学した。
- ・ 保護者は支援学級を希望したが、市教委の判断は通常の学級で、学校を交えて話し合いの結果、通常の学級で支援員を付けていただけることになった。
- ・ 保護者は通常の学級希望、市教委判断は特別支援学級、事業所は特別支援学級、幼稚園は通級指導教室だったが、通常の学級に就学した。

- ・ 保護者は小学校への希望があったが、事業所で話し合いを繰り返し特別支援学校、特別支援学級の見学を実施した結果、市教委判断の特別支援学校に納得し特別支援学校に就学した。

このように様々なケースが報告されているが、全体の1割を超えて保護者の希望と行政判断の差がみられることについては、すべての関係者が重く受け止め、決定に至るまでの手続きや相談を更に丁寧に進めていくことが必要である。いずれにしても、就学先の決定については、事業所が重要なキーパーソンであることは明確で、特に就学相談会の前に、保育所、幼稚園、学校、保健、医療などの関係者と保護者間で十分な情報交換を行い、調整を図っておくことが重要である。

5. 3. 就学時の連携について

各事業所では、日頃から保護者や関係機関との連携について、意識を高くもちながら情報交換や提供を進めている。本調査から、就学時の連携においても同様に連携を深めようとする姿勢がうかがえた。特に、保護者への情報提供や事業所内での情報共有は、9割を超える事業所が十分にできたと回答している。保護者との事前の打合わせは、約8割ができていると答えているが、やや割合が低くなっているのは、事業所側の働きかけに十分応えていない、必要性を感じていない保護者もいると推測される。さらに、個々の保護者のニーズに応じた相談体制や情報提供が必要であろう。

また、併行通園先との連携が十分にできたと回答している事業所は、約6割にとどまっている。併行通園先の利用頻度にもよるが、保育所、幼稚園によっては、市教委に提出する資料の作成に積極的でないケースもみられる。就学時だけでなく、日頃からの連携が不可欠である。さらに、教育委員会との調整が十分できたとしている事業所は、約6割であった。鹿児島市では希望に応じて説明会の実施や情報提供を行っており、事業所や保護者の認識も高まっている。ただ、実際の調整場面では、事業所や保護者の思いが伝わらなかったり、ギャップが生じたりすることも課題として受け止める必要がある。なお、自由記述欄には次のような具体例が挙げられた。

- ・ 保育園によっては情報共有が難しい園がある。コロナという状況もあるが、なかなか連携ができない。全園が協力的でない実情がある。
- ・ 併行通所園をしている場合、園側が就学前相談に理解をしていないところがある。保護者側から園へ相談してもうまく話が通らず保護者が困惑してしまうことが起きた。
- ・ 相談に応じられない保護者もいる。その場合は並行通園先と連携して保護者の思いを把握するようにしているが、消極的な保護者とは十分に話せないことがある。
- ・ 保護者間の意見の相違で父親が理解を示さないと、ほぼ母親の意見は取り入れられない。
- ・ 支援級や支援学校を希望する場合の学校側の意向と事業所側の希望にずれがある場合がある。

5. 4. 就学先への情報提供について

就学する学校への情報提供については、全員分の情報を提供した事業所が77.4%となっている。学校から提供の依頼があった人のみ提供した事業所も含めると100%であった。児童発達支援事業所が児童福祉法で位置づけられて10年が経過し、「児童発達支援ガイドライン」が示されたことも併せて、地域に開かれた事業所事業所を志向し就学時支援への意識も高まっていることがうかがえ

る。今後は、学校の求めに応じる形で情報提供をしている2割の事業所においても、より主体的な情報提供を期待したい。

情報提供の手段については、県や市で作成している書式(移行支援シート)で提供している事業所が87.1%と最も多かった。県のホームページ等でも書式をダウンロードすることができ、福祉や教育関係者へ機会をとらえて活用促進をうながしていることから、市内事業所でも定着しつつあると思われる。また、市が提供している「夢すこやかファイル」は、全体の25.8%の活用状況である。このファイルは、支援を必要とする子どもの生涯を通した、いわゆる個別の支援計画をファイル化したものである。移行支援シートと併用することで情報提供の質が高まり、保護者の思いも伝わりやすくなると考えられ、今後の更なる活用率の高まりが期待される。

このように、県内、市内で共通するツールを使い情報共有されることが理想であると考えが、事業所や学校独自の書式を利用しているとの回答が3割程度あった。特に、受け入れ側の学校では、その特性に応じて知りたい情報が異なることが推測され、事業者側は可能な範囲で、学校の求めに応じるような体制を整えていく必要があると考える。

5. 5. 就学先との引継ぎ会について

就学先の学校との連絡会、引継ぎ会については、全員分実施したのは48.4%であった。依頼のみ実施したものを含めると、8割の事業所で何らかの引継ぎ会を実施していることになる。しかし、実施しなかった事業所の16.1%を含めると、人数にして272人中、50人は引継ぎ会を実施しなかったことになる。特別支援学校、小学校特別支援学級への就学者については、ほぼ全員に対して引継ぎ会が実施されているが、小学校通常の学級への就学者については、引継ぎ会が行われない傾向にある。保護者や学校のニーズにもよるが、入学後、学習や生活上の課題が顕在化されるケースも多く、事前の丁寧な引継ぎ会が必要ではないかと考えられる。

引継ぎ会の時期については、ほとんどの事業所で入学前に参加しており、3割の事業所で入学後の引継ぎ会に参加している結果となった。それぞれメリット、デメリットがあると思われるが、入学前の引継ぎ会での内容が、入学後の担任に伝わっていないという指摘もあり、受け入れる学校内の情報共有、引継ぎも今後の課題として挙げられる。

なお、保育所等訪問支援の継続対象となった子どもは、4事業所で11人となっている。この支援は、平成24年に創設された事業で、児童発達支援センター等に所属する訪問支援員が、保育所や幼稚園、学校等を訪問して支援を行うものである。まだ、学校等への周知が進んでいない状況であるが、就学前の子どもの実態や療育の内容を踏まえながら、就学後も引き続き学校と訪問支援員が連携して支援することに大きな意義があり、今後の拡充が期待される。

さらに、引継ぎ会の参加者については、事業所と学校の担当者で実施したのが26事業所中24事業所であった。積極的に学校からの要望に応える事業所の姿勢がうかがえる。ただ、引継ぎ会に保護者が参加したと回答したのは4事業所にとどまっている。事業所、学校の双方の引継ぎ会に対するねらいの相違はあろうが、保護者を交えた引継ぎ会の意義も大きく、特に学校においては保護者参加型の引継ぎ会を拡充する必要があると考える。

最後に、引継ぎ会での重要な情報の内容について質問した結果、9項目中、最も多かったのは、「子どもの今後の課題」(74.2%)であった。事業所が考える子どもの課題については、学校においても重要な手掛かりとなり、その課題を引き継ぐことで子どものニーズにも応えることができる。次に半数以上の事業所が「療育での具体的支援」の情報が重要と回答している。子どもの興味・関心、長所も含めて、学校でも引き続き子どもに応じた支援の継続を願う事業所の思いが伝わってくる。さらに重要な情報として、「家庭環境」、「保護者の教育方針」が挙げられている。事業所では、定期的な支援計画の作成や療育相談などで保護者との密な関係を築いている。学校では、入学までに家庭や保護者の情報をできるだけ把握しておくことで、支援のスムーズな接続が図れると思われる。

5. 6. 学校との引継ぎや連携に関する課題

本アンケートの最後に、事業所が考える課題や問題点を記述してもらった。その中には、受け入れ側の体制の在り方を問う内容が多く見られた。

- ・ 一つの学校に数名就学の場合、とても引継ぎの時間が短く、連携しているとは思えないケースもある。移行支援シートの内容が、小学校でどれくらい対応できているのか不安な面がある。
- ・ 就学前に情報提供することで環境設定してもらえらることもあるが、伝えた情報が担任に伝わっていないことがある。その都度学校に出向き顔なじみの関係になれるよう連携を図っている。
- ・ 情報を共有する仕組みは取れつつあるが、その情報を基にそれぞれが具体的にどういう方向性で支援を入れていくのか、実施と振り返りまでの共有には至らないことが多い。
- ・ 情報提供しても学校側の共通理解になっていることはほぼなく、何か起こった時に初めて見ていただけることが多い。通常の学級に就学した児童は特にフォローがみられない。
- ・ 学校によって対応に差があり、積極的に発信できないことがある。事業所での支援と同じ支援をしてほしいとは思っていないが、「それはできません。」と言われることがある。
- ・ 引き継いだ情報がどれだけ学校に生かされているか疑問に感じることもある。移行支援シートを渡しても読んでいなかったり紛失したりするケースがある。
- ・ 入学前に移行支援シートを保護者から学校に渡して話はしてもらっているが、学校内の連携が取られていないのか、入学後にトラブルになるケースがみられる。

以上のように、事業所の生の声が聞かれ、学校側の対応に関する課題が浮き彫りになっている。今後、担任や担当者だけではなく特別支援教育コーディネーターを中心とした学校全体の引継ぎや受け入れ体制づくりが待たれる。また、事業者側としても、移行支援シートや「夢すこやかファイル」といったツールに、いかに有効に活用できる質の高い情報を盛り込んでいくか、引き継ぐべきポイントを押さえた効果的な引継ぎ会を実施していくかについて検討していかなければならないと考える。

さらに、「相談支援専門員が支援ネットワークの中心として学校ともっと関わられるようになれば、ライフステージのつながりがスムーズになると考える」、「この共有に相談事業所がどのように関わってくださるのか相談事業所によっても大きな違いを感じている。」といった意見もあった。現在、福祉では、子どもたちの就学前の療育、放課後等デイサービスを中心とした学齢期での支援、学校卒

業後の福祉サービスの利用等に関して、相談支援専門員が重要なキーパーソンとなっている。就学や進学時にも、相談支援専門員が積極的に参画することで、将来を見据えた継続的な助言を得られスムーズな移行支援につながることを期待される。

6 おわりに

本稿では、子どもを送り出す児童発達支援事業所の立場でのアンケートを基に、就学時支援の実態と課題について考察を進めた。結果を分析する過程では、国の早期発見、早期療育の充実を求める施策の中、事業所がいかに療育の質の向上を目指し実践を重ね、保護者や子どものニーズに応じた就学を考え、その支援を学校へ引き継ごうと努力しているか、その思いが伝わってきた。引継ぎの内容は、行政の指導の下、年々その充実が図られてはいるが、事業所や学校間の温度差があることも明らかになった。就学時には、支援の中心は福祉から教育へ移行するが、支援が遮断されることなく、長期的な視点に立った支援計画の下、円滑な引継ぎと連携を更に深めていくことが重要である。そのためには、それぞれの専門性の向上が基底にあるのは言うまでもない。また、今回の調査は福祉事業所を対象としたが、小学校・特別支援学校を対象とした取組の実態調査の必要性を感じている。今後、双方向からの分析と課題解決に向けた検討も必要であろう。

最後に、調査に協力いただいた児童発達支援事業所に心から謝辞を申し上げたい。

参考文献

厚生労働省 (2019) 令和元年社会福祉施設等調査 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/23-22.html>

(令和3年8月19日最終確認)

鹿児島市児童通所支援事業所一覧 (2021) <http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushiiku.html>

(令和3年8月19日最終確認)

文部科学省 (2021) 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/154/mext_00644.html

(令和3年8月19日最終確認)

文部科学省 (2017) 小学校学習指導要領

文部科学省 (2017) 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

児童発達支援ガイドライン (2017) 厚生労働省

文部科学省初等中等局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (2018) 教育と福祉の一層の連携等の推進について (通知)

全国児童発達支援協議会 (2017) 保育所等訪問支援の効果的な実施をを図るための手引書

文部科学事務次官 (2013) 学校教育法施行令の一部改正について (通知)